

平成26年6月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年6月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成26年6月6日 午前9時1分宣告

開 議 平成26年6月6日 午前9時1分宣告（第1日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番	松本	正人
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番	松本	正人
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
9 番 松本 正人 10 番 永田 耕朗

平成26年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成26年 6月 6日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | 報告第6号 | 平成25年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第6 | 同意案第2号 | 佐川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第7 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐川町一般会計補正予算（第6号）） |
| 日程第8 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第9 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第10 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第11 | 議案第41号 | 平成26年度佐川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第42号 | 平成26年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第 13 議案第 43 号 平成 2 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 44 号 平成 2 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 45 号 高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高吾北広域町村事務組合規約の変更について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから平成 26 年 6 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は、14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、日程に先がけまして、4 月に町職員の人事異動があつております。佐川町議会先例集の定めるところにより、新任者の紹介をしますので、御起立ください。

総務課長、横山君。チーム佐川推進課長、片岡君。教育次長、吉野君。町民課長、麻田君。以上の方々です。どうぞ、よろしくお願いをします。

本日の会議は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、9 番、松本正人君、10 番、永田耕朗君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。
議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。6 月定例会の会期及び運営につきまして、6 月 2 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 6 月 6 日を開会日とし、報告、議案の上程、説明までとします。終了後、総務文教常任委員会を行います。7 日土曜日、8 日日曜日は休会とします。9 日月曜日は一般質問を行います。10 日火曜日は一般質問と常任委員会審査報告を行います。11 日水曜日午前中は、休会とし、議員全員協議会を行います。同日、午後より議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、6 月 6 日から 11 日までの 6 日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告どおり、本日から 6 月 11 日までの 6 日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 11 日までの 6 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

3 月定例会後の重立ったものについて、報告をします。

3 月 14 日、町内各中学校から卒業式の御案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ分担して出席しました。

3 月 19 日、平成 26 年第 1 回日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、承認 1 件、予算案 1 件であり、いずれも原案どおり決定されました。平成 26 年度一般会計予算の総額は、9,310 万円とするものです。

3 月 20 日、町内各小学校から卒業式の御案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ分担して出席しました。

3 月 27 日、佐川町長寿大学修了式がかわせみで行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

4 月 5 日、名教館の落成式が行われ、皆さんと出席しました。

4 月 15 日、第 32 回佐川町赤十字奉仕団総会がかわせみで行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

4 月 24 日、平成 26 年度佐川町長寿大学入学式がかわせみで行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

4 月 27 日、平成 26 年度佐川町自治会長会総会並びに、町政報告会がかわせみにおいて開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

5 月 11 日、国土交通省四国地方整備局主催の平成 26 年度総合水防演習が四万十市の四万十川で開催され、消防団幹部と出席しました。

5 月 12 日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会総会及び道路整備促進高知県大会が城西館で開催され、町長と出席しました。

5 月 16 日、国道 33 号整備促進期成同盟会高知県協議会総会が、すこやかセンター伊野で開催され、町長と出席をしました。

5 月 19 日、高幡町村議会議長会定期総会が、本町で開催され、事務局とで出席しました。提出されました議案は、平成 25 年度一般会計決算の認定、平成 26 年度の事業計画、一般会計予算でありました。いずれの議案も原案どおり決定されました。本年度の議員研修は 8 月 22 日三原村で、親睦体育大会は、10 月 24 日日高村で開催されます。

5月27日から2日間、東京のメルパルクホールにおいて、第39回、町村議会議長、副議長研修会が開催され、副議長と事務局とで出席しました。研修会は、山梨学院大学の江藤教授の基調講演や、これからの町村議会のあり方、と題したシンポジウム及び地域づくりを考える日本の政治経済の現状と今後の行方について講演を受け、大変有意義な研修でありました。

6月3日、高吾北広域町村事務組合第2回定例会が招集され、出席をしました。提出されました議案は、報告2件と売買契約の締結についての1件。合計3件でありました。売買契約は、清掃センター指定ゴミ袋、886万2,210円で、村上産業株式会社高知支店から購入する契約で、原案どおり決定されました。

最後になりましたが、議会活性化の取り組みの一環として、昨年度から、議会懇談会を開催しております。

本年度も、5月2日を皮切りに町内5地区で開催し、住民の皆さんから議会に対しての御意見を聞かせていただきました。今後、御意見を集約し、議会活動に役立てていきたいと考えています。以上で、諸般報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様の御出席をいただきまして、平成26年6月定例会を開催できますことを、厚く御礼を申し上げます。

また、日ごろは、町の運営につきまして、御指導、御協力をいただいておりますことを、改めてこの場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、早速、行政報告をさせていただきます。まず、役場組織にかかわることについて御報告いたします。

4月から、チーム佐川推進課を新しく設置し、平成26年度のスタートを切りました。中山間地域の今後を考える上で、やはり一番大切なことは、その町の人々が、生き生きと輝くまちづくりを進めていくことだと考えております。

職員には、公務員として主体的に地域に出て行き、ボランティア活動を含め、住民の皆さんと一緒に活動をし、まちづくりにかかわってほしいと伝えております。

行政と住民が一緒になってまちづくりに取り組み、しかも、住民

の皆さんが主体的に活動していただくことが大切だと思っております。そのためにも、チーム佐川推進課が地域に出て行き、まちの皆さんの声に耳を傾け、協働のまちづくりを推進する中心的な役割を果たせるよう取り組んでまいります。

また、幹部職員に対しては、幹部の役割、取るべき責任、また仕事を通しての部下の育成について指導をしております。部下が仕事の中で課題にぶつかったとき、すぐに答えを言わずに、部下にしっかりと考えさせ、自分なりに課題解決のための答えを出させるよう指導してほしい、と伝えております。

職員の人づくりを進める上で、本年度から総合計画を策定する過程での地域未来大学において、職員には、向学心を持って研さんするとともに、対外的な研修にも主体的に参加するなどの取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、訴訟判決について報告いたします。

平成 22、23 年度の一般廃棄物収集運搬業務に対しまして、違法確認及び損害賠償請求の提訴により係争中でありました、いわゆる、家庭ごみ収集委託業務における談合事件につきましては、昨年 2 月の高知地裁における一審判決を不服といたしまして、高松高裁に控訴をしておりましたところ、このたび、5 月 30 日に、「一審の高知地裁判決を取り消し、請求者の請求を棄却する」との町側勝訴の判決が出されたところであります。

判決では、談合を行ったと推認することはできない、を初め、契約方法、予定価格の算出方法、支払命令、のいずれにも違法はなく、また、裁量の逸脱濫用も認められないとの内容になっており、町の全面勝訴となっております。

続きまして、各課所管の行政報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項であります。

まず、第 5 次佐川町総合計画の策定について報告いたします。

平成 26 年、27 年度の 2 カ年をかけて策定いたします、第 5 次佐川町総合計画につきましては、本年 5 月に公募型プロポーザル方式により、株式会社博報堂を計画策定委託業者として選定いたしました。

計画の策定につきましては、博報堂が実施しております「地域みらい大学」を佐川町で開催する形式で進めてまいります。「地域みらい大学」では、具体的な課題をテーマに、その課題解決に向けた検

討を行い、実践的なソーシャルデザインの手法を学ぶことで、計画策定にかかわる多くの職員の人材育成にもつながると考えております。

また、計画づくりには、多くの町民の皆様にも参加していただき、いろいろな視点からの発想やアイデアをいただき、幸せ度を上げていきたいと考えております。

地域と行政が1つのチームとなって、みんなの総合計画をつくり上げてまいります。

6月からの具体的な取り組みとしましては、町民アンケート調査の実施や地域と行政のつながりをさらに強めるため、町民の皆さんとひざを交え、直接生の声を聞かせていただく、町内21カ所での地区懇談会がスタートすることとなっております。この会でいただきました御意見を計画策定に反映させていきたいと考えております。

次に、ファシリテーター研修について報告いたします。

3月から進めておりますファシリテーター研修につきましては、3月と4月に、計4回の研修を実施いたしました。延べ118名の住民の方々に御参加をいただき、楽しく、中身の濃い合意形成型会議の進め方について学んでいただいております。

また、6月末には、黒岩地区におきまして、研修で学んだ手法を活用した「黒岩地区のまちづくりサロン」を開催することとしております。

次に、集落活動センター事業について、報告いたします。

昨年、尾川地区に開所いたしました集落活動センター「たいこ岩」では、配食事業に加え、ピザ釜を活用した交流事業の展開により、地域住民はもとより、県内大学生との交流活動も活発化してまいりました。今後におきましても、交流活動の拡大が見込まれることから、現在、活動の高まりに対応できるよう既存施設の改修や新たな施設の整備について検討を行っております。

また、昨年度、地域活性化計画の策定をいたしました黒岩地区、永野地区につきましても、活動の場の確保や活動内容の検討など、地域での取り組みが始まりました。斗賀野地区、加茂地区におきましても、今年度から地域住民がワークショップを実施し、地区の活性化に向けた計画を作成することとなっております。尾川地区に続き、これらの各地区におきましても、住民の皆さんが主役となった地域ぐるみの取り組みが動き出してきております。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域の維持強化を図ることを目的とした地域おこし協力隊につきましては、昨年度、募集を行い、7名を迎え入れる予定でしたが、1名が辞退され、またもう1名の着任が9月ごろとなりましたことから、結果、5名が5月に着任をいたしました。

5名の協力隊員のうち3名が自伐型林業の実践と普及に、1名が尾川地区集落活動センター「たいこ岩」の活動と運営支援に、1名が6次産業グループ「黒岩じるし」の活動支援に従事し、それぞれの現場で精力的に活動を開始いたしました。

地域おこし協力隊の受け入れは、最終的には、佐川町への移住が目的であり、隊員が地域に溶け込み、3年後に定住へとつながるよう、町としてもサポートを続け、同時に、それぞれの地域事業の活性化も図ってまいります。

また、今後におきましても、隊員の受け入れを拡充していきたいと考えております。

次に、観光事業について報告いたします。

「文教のまち佐川」を代表する町並みが残ります上町地区には、近年、歴史まちづくり事業が進展するなか、旧浜口家住宅の改修や、旧青山文庫、名教館の移築、また牧野ふるさと館の建設などが行われ、その魅力が増幅されますとともに、昨年設立されましたさかわ観光協会の取り組みも後押しとなり、昨年10月から今年3月の6カ月間において、町内外から約8,000人の観光客が訪れるなど、着実に町への入り込み客数が増加しております。

今後におきましても、地域の生産者や商工関係者、観光事業者等との連携強化を図り、少しでも経済効果が町全体へと波及するよう観光協会とともに観光事業を積極的に進めてまいります。

また、行政並びに観光協会におきましては、ワンランク上のおもてなしの接客対応ができるよう改善を図ってまいります。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

現在、牧野公園では牧野公園整備計画に基づき、桜の再生や博士にゆかりの深い植物の植栽を進めております。

また、牧野公園の整備や管理につきましては、多くの町民の方々にも参加をいただこうと、町広報等で御協力をいただける方の募集をしております。町民の皆さんとの協働を通して、牧野博士の聖地

にふさわしい全国に誇れる公園を目指した取り組みを進めてまいります。

次に、地域公共交通について報告いたします。

佐川町内の地域公共交通の確保と改善対策につきましては、本年度に実施いたします現状の把握と、課題の整理を行うための住民ニーズ調査により、町民の皆さんの地域公共交通に抱く期待や要望、また公共施設、医療機関、商業施設等へのアクセスにおける交通機関の利用状況等を把握いたしまして、住民の方々の期待にどう応えていくか、また、既存の交通機関との連携をいかに構築するか、などについての検討を行うこととしております。

また、地域公共交通づくりに向けた協議体制を整えるために、地域公共交通会議の前段階となる検討会の発足に向けて準備を進めております。検討会のメンバーには、国や県、交通事業者、地域住民の方々に御参加いただき、町のこれからの公共交通の姿はどうあるべきか、についてしっかりと協議を重ねていきたいと考えております。

次に、メガソーラー事業について報告いたします。

高知県と佐川町と民間企業の３者による出資で設立いたしました高知佐川メガソーラー株式会社が行うメガソーラー事業につきましては、ＪＲ西佐川駅東側の旧下水道事業用地を事業地とし、本年１１月の売電開始に向け、造成工事が進んでおります。

この事業での年間発電量は、約 1,428 キロワットアワーとなっており、佐川町の全世帯の 6.5%、約 400 世帯分の電力消費量に相当いたします。エネルギー問題や環境問題を考えるとき、再生可能エネルギーの利活用の推進に取り組んでいくことが求められ、自治体の重要な施策となってくると考えております。

続いて、総務課所管事項であります。

防災対策について報告いたします。

昨年度中の改訂を予定しておりました、佐川町地域防災計画につきましては、この３月末をもちまして、無事に改訂作業を終えることができました。ひとえに防災会議に御参加いただきました委員の皆様のおかげと、深く感謝申し上げます。今後は、町内の関係機関と連携をとりながら、計画の実行に向けた具体的な啓発活動を行いつつ、計画に沿った着実かつスピーディな防災対策を推進してまいります。

一方、この３カ月間の主な防災対策の状況でございますが、まず、町内の自主防災組織の設立につきましては、５月末現在の組織率が88.7%、組織数としましては84となっており、先の３月議会での御報告から2.7ポイントの増加、組織数としましては4つ増えていることになりました。

町としましては、今年度末の組織率を100%にすることを目標に、さらなる立ち上げ支援を行いますとともに、既に組織を立ち上げた地域におきましても、町の補助事業であります「佐川町みんなで備える防災支援事業」も活用していただきながら、「防災となり組」といった隣近所で防災に備える体制の整備や、防災資機材の再整備、学習会の開催など、自主防災活動の活性化を促進してまいります。

先月には、かねてからの目標でありました町全体の自主防災組織連絡協議会の立ち上げにもめどがつかしましたことから、町の設置要綱の整備を急ぎまして、正式な設立までこぎ着けたいと考えております。なお、その際には、町民の皆様にも御参加いただき、中山間地域における地震防災対策などに関する防災セミナーを開催し、地域での今後の防災対策に役立てていただこうと考えております。

また、今年度は、民間事業者や防災関係機関との、いざというときに備えた防災協定を積極的に締結してまいりたいと考えております。

この５月末までには、ＮＴＴ西日本の高知支店と電気通信設備の復旧にかかわる協力協定を結びましたが、株式会社フタガミグループのホームセンター佐川と防災活動の協力協定を結び、発災後３分間を生き残るために必要な技術を学ぶ出張教室などを行ってもらうことにしております。

町内の各地区に１カ所以上の整備を目標として掲げております専用の緊急用ヘリコプター離着陸場につきましては、昨年来、尾川以外の地区で適地を探しているところでございますが、なかなか思うように見つからないというのが、現状でございます。また、候補地の１つとしておりました土地につきましても、現在のところ、売却する予定はないと、お返事をいただいております。

そこで、町では現在、霧生関公園（仮称）の計画地におきまして、まずヘリポートのみ整備ができないか検討中でございます。先の３月議会で御報告しましたとおり、霧生関公園建設計画は一旦白紙に戻し、活用方法を再検討する方向で進めることといたしましたが、

当初の計画の中で整備を予定しておりましたヘリポートの建設につきましては、火薬庫の有無を考慮する必要がないことから、この計画を生かす形で先行的に整備ができるのではないかと考えております。

いずれにしても、早い段階で整備箇所を確定してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、何か有益な情報をお持ちでしたら、ささいな情報でも結構ですので、総務課までお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

このほか、消防団のさらなる活性化に向けた処遇改善策の検討や、避難行動要支援者名簿の作成、登録制メール配信システムの構築など、町民の生命と財産を守る重要な防災対策に、引き続きスピード感と緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画計画の推進について報告いたします。

男女共同参画計画につきましては、昨年度、男性5名、女性5名の10名による策定委員会を設置し、委員各位の貴重な御意見と熱心な御討議をいただき、本計画を策定することができました。これもひとえに御参加いただきました策定委員の皆様のおかげと、厚く御礼申し上げます。

本年度におきましては、本計画を具体的に進めていくための実施計画を策定することとしておりまして、6月末に第1回目の策定委員会を開催する予定で準備を進めております。

続きまして、健康福祉課所管事項であります。

まず、「あったかふれあいセンターとかの」の開設について報告いたします。地域でともに支え合い、いきいきと暮らす高知型福祉の拠点として県内で整備が進んでおります「あったかふれあいセンター」について、佐川町内で2番目となる「あったかふれあいセンターとかの」が、5月1日にオープンいたしました。運営はNPO法人とかの元気村に委託しており、集いの場の提供や、高齢者の訪問、見守り、生活支援など、3名のスタッフを中心に、地域住民の誰もが利用できる拠点として活動していただいております。

既に尾川地区で運営していただいております「あったかふれあいセンターひまわり」とともに、地域の特性を生かした拠点となるよう、町行政におきましても積極的に支援していきたいと考えております。

次に、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について報告い

たします。

本年度策定いたします佐川町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画につきましては、まず、3月28日にプロポーザル審査によりまして、計画策定の支援業者を「株式会社ぎょうせい」に決定いたしております。

現在の進捗状況としましては、計画の基礎資料となります「日常圏域ニーズ調査」の最終準備を行っており、6月から7月にかけて要介護認定3～5の方を除く65歳以上の在宅の高齢者を対象に、郵送による調査を行う予定にしております。

続いて、子ども・子育て支援新システムへの対応について、報告いたします。

来年度から実施されます子ども・子育て支援新システムへの準備につきましては、昨年11月に実施いたしました小学3年生までの子どもさんを持つ保護者の方に行ったアンケート調査の集計が終わり、現在では、子ども・子育て支援についてのニーズの把握と分析作業を行っております。

今後の予定としましては、6月以降に順次開催いたします佐川町子ども・子育て会議での協議を通じまして、平成27年度からの佐川町子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。

次に、障害者相談支援について報告いたします。

障害者相談支援業務につきましては、佐川町社会福祉協議会への委託を7月から予定しており、現在、契約内容の詰めなど、最終的な準備を進めております。

相談窓口は、健康福祉センターかわせみの総合健康相談室内に置き、相談員2名の体制で行う予定となっております。7月以降、相談に来られた方に不便をかけないように、スムーズな業務委託に万全を期したいと考えております。

次に、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について報告いたします。

消費税8%への引き上げに際して、低所得者層や子育て世帯への経済的負担の緩和と、景気の下支えを目的として給付されます「臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金」につきましては、本町は、健康福祉センターかわせみにおきまして、子育て世帯臨時特例給付金は7月1日から、臨時福祉給付金は8月1日からの申請受付を予定しております。給付の対象になると思われる方に対しまして

は、事前に申請書等を郵送することにしております。

給付金の概要につきましては、既に町ホームページなどでお知らせしておりますが、申請方法など詳細につきましては、7月以降の町広報紙などでさらに周知を図っていきたいと考えております。

続きまして、産業建設課所管事項であります。

まず、町営住宅斗賀野団地（仮称）について報告いたします。

平成25年度発注分として、昨年11月にA・B・C棟の建設工事及び電機・機械設備工事に着工いたしましたが、労務及び材料手配について調整が必要となったため、年度内完了が困難となり、繰越工事として施工中であります。A・B棟につきましては、5月末に工事が完了しておりますが、平成26年度発注分の外構工事との調整が必要であるC棟建設工事につきましては、6月中旬、電機・機械設備につきましては、6月末の完成を予定しております。

周辺整備の町道舗装工事を含め、全ての関連工事につきましては、6月末を完成期日としており、近隣施設及び工区内の安全面・環境面に十分配慮し、工事を進めてまいります。

次に、町道市ノ瀬線道路改良工事、玉割小橋について報告いたします。

平成23年度に橋梁下部工に着手し、複数年にわたる工事として実施してまいりました橋梁仮設工事につきましても、本年度をもって工事完了を迎えることとなりました。道路利用者を初め、御迷惑をおかけしました関係者の皆様におわびと御礼を申し上げます。

本工事につきましては、平成25年度発注分として、昨年12月に着工しましたが、労務及び材料手配について調整が必要となったため、年度内完了が困難となり、繰越工事として施工中であります。

高所作業となり、危険が伴う橋梁上部工（床版工）につきましても、労務災害等の事故もなく無事完成し、残工事は県道かさ上げ等の取り合わせ工事のみとなっており、7月末の完成を予定しております。

次に、自伐型林業の推進について報告いたします。

尾川地区の町有林を活用し、樹木の伐採・搬出や作業道開設に関する町民を対象とした実施研修を7月から始めるにあたり、6月の広報で研修生の募集を行っております。なお、昨年度実施しました座学による勉強会に参加された方には、直接御案内をいたしました。

自伐型林業は、参入が容易で多くの地域住民がかかわることが可

能な施業方式です。研修では、永続的な収入を得ることができる自伐林家が増えるよう内容を充実したものにしてまいりたいと考えております。

次に、佐川ものづくり補助金事業について報告いたします。

本事業は、佐川町の地域資源を生かした土産物の開発等の費用に対して、一定の助成を行うものです。現在、町内の企業や団体から9件の申請が出されておまして、申請内容の精査後、今月中には交付決定をする予定であります。開発された商品につきましては、今後行われるイベント等でPRするなど、佐川の土産物として定着していくよう支援をしてまいります。

次に、水道事業について、まず、主要事業であります中野、二ツ野地区への水道給水について報告いたします。

配水管布設工事に向けての測量実施設計委託業務と、黒岩簡易水道事業の変更認可設計委託業務を今月中に発注する予定であります。測量実施設計につきましては、平成27・28年度の2カ年分の工事区間について測量設計を行い、平成27年3月中に成果品の納品を予定しております。変更認可設計につきましては、平成27年2月末までに県知事から事業認可変更許可を得るよう進捗管理を行っていきたいと考えております。

続いて、主要な施設整備としまして、基幹管路であります猿丸配水池への送水管の耐震化について報告いたします。

本年4月18日に富士設計株式会社と送水管布設替工事設計書積算委託業務の委託契約を締結いたしました。現在、その積算業務を行っており、成果品の工事設計書ができ次第、送水管布設替工事を発注する予定であります。

続きまして、国土調査課所管事項であります。

地籍調査事業の推進や成果に大きく影響いたします地籍調査説明会を5月10日、11日の両日に開催いたしました。

ことしの調査対象地区は、鳥の巣から虎杖野まで、荷稻から伏尾団地まで、本村西から本村東までの3地区であり、関係者1,702名の皆様に御案内をし、512名の方々に説明会への参加や、資料の受け取りをしていただきました。

説明会では、地籍調査事業の必要性やその効果について説明させていただきますとともに、関係者の皆さんが自分の財産は自分で守り、後世につなげていくという意識をお持ちいただきたいことや、

本調査に先立つ事前の境界立ち会い、くい打ち、刈り明け、その後の本調査への立ち会いを確実に行っていただくよう御協力をお願いをいたしました。今後とも関係者の御協力をいただきながら、着実な事業の推進に努めてまいります。

続きまして、税務課所管事項であります。

平成 26 年度の固定資産税、軽自動車税、個人住民税の納税通知書を発送いたしました。

固定資産税につきましては、4 月 1 日に発送いたしまして、発送件数、7,115 件、課税額は 4 億 4,889 万 7,600 円となっております。

軽自動車税は、5 月 8 日に発送いたしまして、件数にして 9,258 件、課税額は 4,378 万 3,200 円となっております。

また、個人住民税につきましては、特別徴収に係る分を 5 月 15 日に、普通徴収に係る分を 6 月 2 日に、それぞれ発送いたしまして、件数にして 5,776 件、課税額は 4 億 2,249 万 9,600 円となっております。

続きまして、収納管理課所管事項であります。

平成 25 年度の町税等公債権及び水道料、給食費等私債権の収納状況について報告いたします。平成 25 年度現年の町税収納率は住民税 99.25%、固定資産税 99.01%、軽自動車税 99.15%、国保税 98%、私債権の現年収納率は、町営住宅使用料 99.15%、保育料 99.6%、水道料 99.19%。特に、給食費収納率につきましては、100%を達成することができました。各税目において、前年度を大幅に上回る収納率となっております。引き続き、公平な税負担の実現を目指し、徴収の強化を進めてまいります。

続きまして、教育委員会所管事項であります。

まず、名教館について報告いたします。本年 4 月 5 日、文教のまち佐川の象徴の 1 つでもあります名教館の落成式典並びに記念行事を、議員の皆様を初め関係各位の御参列のもと、盛大に開催することができました。御出席をいただきました議員の皆様に深く感謝を申し上げます。

名教館につきましては、さかわ観光協会を指定管理者とし、施設を公開するとともに、さまざまな催し物などに利用していただいておりますが、今後の利用方法としましては、1 点目としまして、町が主催する佐川の歴史や文化を学ぶ場としての利用。2 点目としまして、地域の文化サークルや N P O 法人など、住民みずからが主催

する催し物の場としての利用。３点目としまして、上町の歴史的建造物と一体的に活用し、交流人口の拡大に寄与する観光拠点としての利用。などが考えられますので、指定管理者でありますさかわ観光協会と十分連携を図りながら、一層の利活用の促進に努めてまいります。

次に、ふるさと教育の推進について報告いたします。

小学校３・４年生用の社会科の副読本であります「佐川のくらし」の改訂版が完成し、先般各校に配付をいたしました。

この副読本は、佐川のことを子供たちに知ってもらうため、佐川の地理や暮らしを支える仕事、産業、公共施設などを紹介する内容となっていました。これに加えて、本町の歴史や偉大な先人を紹介する内容を追記したものであります。

今後、各校において、副読本を活用した授業の実施により、ふるさと佐川を学ぶことを通じて、子供たちが佐川に愛着と誇りを持ち、地域に貢献したり地域を大切にしたりする心を育む「ふるさと教育」を推進するとともに、来年度に向けて、学校現場や関係者の意見も聞きながら、内容の一層の充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、町立図書館について報告いたします。

本年３月議会におきまして、町立図書館につきましては、本年度から２年かけて策定予定の「第５次佐川町総合計画」を検討する際に、十分議論を重ね、一定の方向性を見出した上で、整備を進める旨報告いたしました。この検討と併行する形で、今後、教育委員会において、学校や図書館関係者、さらには、幅広い町民の皆様で構成する検討委員会を立ち上げ、施設整備のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、病院事業について報告いたします。

新病院での診療を開始しまして１年が経過いたしました。診療体制につきましては、医師不足が続く中、県当局や関係大学等の御支援により本年度も昨年度と同数の常勤医師を確保し、内科外来で３診体制を維持することができました。これからも待ち時間の短縮に努めますとともに、より質の高い医療の提供ができますよう、引き続き医師確保に取り組んでまいります。

病院では、このほど、南海トラフ地震への対応として、院内に検討委員会を設置し、災害時における医療救護活動を円滑に実施する

ための防災マニュアルを策定することにいたしました。本年度中に策定し、災害への備えを充実してまいります

また、本年度も「健診事業」や、病院のスタッフや地域に出向く「出前講座」を実施することとしておりますが、町立病院として、今まで以上に町民の皆様の健康づくりにかかわっていく取り組みといたしまして、7月には、病院を会場にした健康フェアの開催を計画しております。

この健康フェアでは、病院見学のほか、貧血をテーマにした健康測定などを実施するほか、中・高生には、医療職への就職や、進学説明会の開催も計画しております。この機会に病院を広く町民の皆様にアピールしたいと考えております。

一方、本年度には、診療報酬の改定がございました。シビアな改定率に加えて各種制度の見直しがあるなど、病院を取り巻く環境は、依然として厳しいものがありますが、収益の向上を図る経営改善に取り組み、今後とも高吾北地域の中核病院として地域の期待に応えていくことができますよう、なお一層の努力をしてまいります。

以上、各課所管事項等について、報告をさせていただきました。

最後に、本定例会に提案いたしました付議事件は、報告が1件、承認が4件、予算案が4件、同意案が1件、その他議案が1件となっております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、報告第6号、平成25年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、を議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について、御説明申し上げます。

報告第6号、平成25年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の繰越明許費にかかわる経費として、総額5億9,242万8,298円を翌年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告するものです。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第6、同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命について、
を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、同意事件について御説明申し上げます。

同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、田村祐子委員の任期が、平成26年6月30日で満了となりますので、再任をいたしたく、議会の同意を求めるものです。

田村氏につきましては、平成10年より4期16年にわたり教育委員を務めていただいております、温厚、誠実にして地域の人望も厚く、教育委員として適任者であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

日程第6、同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定をいたしました。

た。

日程第 7、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号））から、日程第 15、議案第 45 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高吾北広域町村事務組合規約の変更について、まで、以上 9 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、承認事件及び議案について、御説明申し上げます。

承認第 1 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 9,740 万 7,000 円を追加補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 67 億 2,568 万 4,000 円とし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 3 月 28 日に専決処分をしたものです。

承認第 2 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 121 万 1,000 円を追加補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,366 万 1,000 円とし、平成 26 年 3 月 31 日に専決処分をしたものです。

承認第 3 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、佐川町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 3 月 31 日に専決処分をしたものです。

承認第 4 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 3 月 31 日に専決処分をしたものです。

続きまして、議案第 41 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 9,015 万 1,000 円を追加補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 60 億 8,036 万円とするものです。

議案第 42 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 308 万 9,000 円を減額し、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 9,571 万 4,000 円と

するものです。

議案第 43 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 571 万 1,000 円を減額いたしまして、総額を、17 億 5,949 万 1,000 円とするものであります。

議案第 44 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 273 万 5,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,428 万 5,000 円とするものです。

議案第 45 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高吾北広域町村事務組合規約の変更につきましては、先の 3 月定例会に提出いたしました議案に、浄書誤りがありまして、再度議会の議決を求めるものであります。事務執行に遺漏がありましたことをおわび申し上げます。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございますが、なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。私からは、承認第 1 号の専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号））につき、御説明をいたします。補正予算書の事項別明細書、8 ページ、9 ページをおあけください。

一番上の表の 2 款の地方譲与税、1 目地方揮発油譲与税から、次のページ、10 ページ、11 ページをごらんください。

2 段目の表になります 10 款の交通安全対策特別交付金までの補正額の増減につきましては、それぞれ、交付金や交付税の額の確定によるものでございます。

10、11 ページをごらんください。一番上の表の 9 款地方交付税の説明欄にあります普通交付税につきましては、昨年 7 月に確定いたしましたして、9 月補正で増額補正をしておりますが、3 月定例会後に調整額といたしまして、236 万 4,000 円が追加交付されたものでございます。また、特別交付税につきましても、3 月定例会後に決定の通知がございまして、1 億 9,620 万 5,000 円の増額補正をいたしております。

3 段目の表、15 款財産収入の 2 目利子及び配当金につきまして

は、各基金の利息の確定によります増額補正となっております。

12、13 ページをお開きください。歳出です。上の表の 2 款総務費、1 目一般管理費の説明欄にございます減災基金積立金には、減災基金の利息 1 万 3,000 円をそのまま積み立てております。また、公共施設等整備基金積立金には、文化センターや遊学館の耐震事業に備えるための決算時の剰余金を積み立てるものであります。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

町民課長（麻田正志君）

おはようございます。それでは、私からは、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、高知県後期高齢者医療広域連合への納付金のうち、被保険者が納付する保険料分にかかる納付金が、当初見込額を上回る見込みとなったため、増額する補正となっております。

それでは、補正予算書の事項別明細書により説明をさせていただきます。8 ページ、9 ページをお開きください。歳入となっております。歳入の表で、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料の 1 節現年度普通徴収保険料につきまして、当初見込額から 121 万 1,000 円の増額補正を行っております。

続きまして、10 ページ、11 ページをお開きください。

歳入となっております。上の表です。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、19 節負担金・補助及び交付金につきましては、高知県後期高齢者医療広域連合への納付金のうち、被保険者が納付する保険料分にかかる納付金が、当初見込額を上回る見込みとなったため、410 万 9,000 円の増額補正を行っております。

下の表です。4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額することに伴いまして、289 万 8,000 円の減額補正を行っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

税務課長（田村秀明君）

おはようございます。私のほうから、承認第 3 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成 26 年 3 月 31 日に交付されたことを受けて実施するものでございます。参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料、承認第 3 号関係をごらんください。こちらの資料になります。この資料は、地方税法等の一部を改正する法律の概要ですので、この中で関係する主要なものを説明させていただきます。

1 の車体課税でございます。軽自動車税の見直し。1 つ目は軽四輪車と小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は 1.5 倍、そのほかは 1.25 倍に引き上げるものです。軽四輪等については、平成 27 年 4 月 1 日以降に、最初の検査をするものからですね、新課税が適用となります。例があります。

四輪の自家用乗用車、現行が 7,200 円から、改正後は 1.5 倍の 1 万 800 円です。四輪の自家用貨物車、現行が 4,000 円から、改正後は 1.25 倍の 5,000 円となります。平成 26 年度中に新車を購入して登録するとですね、現行の税率ということになりますが、来年 4 月 1 日以降に購入すると、乗用車のほうが 1 万 800 円。貨物車のほうが 5,000 円となります。

2 つ目は、グリーン化を進める観点から、最初の新規登録から 13 年を経過した軽四輪車等について、標準税率のおおむね 20% の重課が導入されます。平成 28 年の 4 月 1 日施行ということになります。下のほうに表があります。下の表の上の表を見ていただきたいと思います。

三輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車の表です。左の区分ですが、四輪以上、乗用自家用車、標準税率、現行 7,200 円から、改正が、先ほど言いました 1 万 800 円です。その右側に、重課税率ということで、現行についてはですね、制度がありませんが、改正後は 1 万 2,900 円となります。新規検査を受けて 13 年を経過したものについては、平成 28 年 4 月 1 日施行からですね、こういった金額になります。

そのほか、乗用の営業車、貨物用の自家用車、貨物用の営業車、三輪は記載のとおり改正されます。

なお、ここに該当する台数ですが、平成 26 年の 4 月 28 日現在で、6,688 台が該当します。

上のほうへ戻っていただきまして、3 つ目ですが、原付及び二輪車の標準税率を 1.5 倍、最低 2,000 円に引き上げとなります。原付

50cc 以下については、現行 1,000 円から、改正後は最低の 2,000 円となります。軽二輪については、現行 2,400 円から、改正後は 1.5 倍の 3,600 円に改正されます。

下の表の下です。二輪の表になっております。区分のところにあります原付 50cc 以下、50cc 超から 90cc 以下、90cc 超から 125 以下、ミニカー、軽二輪、小型二輪につきましては、ここへ書いてますように、現行からこのような額に改正をされます。

二輪については、同じように 4 月 28 日現在で、登録台数が 1,899 台あります。

裏のページ、2 ページのほうに、見ていただいて、2 の地方法人課税でございます。地方法人課税の偏在是正のための措置ということで、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率 8 % 段階において、法人住民税法人税割の税率を引き下げとなります。

市町村民税、現行 12.3% から制限税率が 14.7% で決めるということになってますが、改正後はですね、9.7% から制限税率 12.1% で決めるようになっております。現行より 2.6% の引き下げということになっております。佐川町の現在の税率は、13.2% で、同じように 2.6% 引き下げて、10.6% ということにします。

3 ページの表ですが、佐川町税条例の改正の概要というところで、No. 3 番のところですが、条例が 34 の 4、法人税割の税率、平成 26 年 10 月 1 日施行です。改正の概要の欄に書いてありますように、現行 13.2% から改正後 10.6%。2.6% の引き下げとなります。この引き下げ分についてはですね、もとの 2 ページに戻っていただきまして、※のところを書いてあります、法人住民税の税率引き下げ分、道府県については 1.8%、市町村については 2.6%、計 4.4% の相当分について、地方法人税を国税として創設し、地方交付税の原資として、交付税特別会計に直接繰り入れをして、自治体の財政力によって交付されることになります。

法人としてはですね、引き下げの分が国税という形で新たに課税されますので、法人としての税額についてはですね、同じということで変更はありません。

これらの改正についてはですね、平成 26 年の 10 月の 1 日以降に開始する事業年度から適用されるようになります。

4 の、主な税負担の軽減措置等についてはですね、固定資産の軽

減措置などがあります。

以上が、主要な改正となります。その他の改正は、法律改正にあわせての改正案、規定の削除、また条項のずれ等の措置です。

次に、議案のほうをごらんください。議案のほうがですね、4枚つづりになっております。3枚目をあけていただいて、下のほうになります。附則を書いてあります。

(以下、承認第3号「専決処分承認を求めることについて(佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について)」専決処分書、4ページ、附則朗読)

以上で、説明を終わります。

続きまして、承認第4号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

この改正は、先ほどの佐川町税条例の一部改正と同じように、地方税法の一部を改正する法律等が、平成26年3月31日に交付されたことを受けて実施するものです。

参考資料で説明をさせていただきます。

参考資料、承認第4号関係をごらんください。

今回の改正は2つです。1つ目は、課税限度額の引き上げです。資料の中ほどに、改正内容の、左側、現行の赤色の点線枠と、右側の改正後の点線枠①をごらんいただきたいと思います。基礎課税額、医療分の51万円については変更ありませんが、後期高齢者支援金等課税額が、現行14万円から2万円引き上げ、改正後は16万円となっております。

介護納付金課税額、現行12万から2万円引き上げ、改正後は14万円となっております。もう1つの改正は、低所得者に対する減額措置の拡充で、5割軽減、及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等です。

資料下の緑色の点線枠、左側の現行と、右側の改正後の②をごらんいただきたいと思います。7割軽減の変更はありません。5割軽減基準額は、基礎控除額33万、ここは変更ありません。次の、24万5,000円を乗じる人数、現行は、世帯主を除くとなっているものを、改正後は、被保険者となっておりますので、世帯主を含めたものとなり、軽減の対象の拡大となっております。2割軽減基準額は、基礎控除額33万円は変更ありません。

次の、被保険者数等、特定同一世帯数に乘じる金額が、現行は35

万から、改正後は 45 万円に、軽減対象を拡大するものです。内容説明は、以上です。

議案のほうをごらんください。附則です。施行期日、第 1 項、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

議長（藤原健祐君）

ここで、15 分休憩します。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長（横山覚君）

私から、議案第 41 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書 8 ページ、9 ページをお開きください。歳入です。一番上の表の 11 款分担金及び負担金の説明欄、人事交流職員人件費負担金にあります 1,453 万円につきましては、県との人事交流や高知人づくり広域連合へ派遣いたしました職員の人件費に伴います負担分となっております。

次の表の、13 款国庫支出金の 1 目民生費国庫補助金でございますが、説明欄にあります 6 つの事業に対する補助金につきましては、当初予算の時点で県の補助となっておりますところ、その 2 分の 1 が国から支出をされることになりましたことから、次の 14 款県支出金の 2 節児童福祉費補助金から 963 万 1,000 円を国の支出対象補助金として組み替えを行ったものです。

続きまして、14 款の県支出金、2 項県補助金の表でございますが、1 目総務費県補助金の説明欄にございます地域づくり支援事業費補助金 50 万円につきましては、加茂地区を対象地区として策定をいたしております加茂地区活性化計画策定委託料の補助金でございます。

2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金の説明欄の施設開設準備等特別対策事業費補助金 2,348 万 4,000 円につきましては、社会福祉法人仁淀川福祉会が荷稻地区に建設中の老人ホームとグル

ープホームに対する開設補助金となっております。

また、4目の農林水産業費県補助金、2節林業費補助金の説明欄、高知県木質資源利用促進事業費補助金は、ペレットなど木質資源を利用した施設園芸用加温機の設置に対する農家への補助金でございまして、724万5,000円を計上しております。

また、6目教育費県補助金、2節小学校費補助金の説明欄にあります、確かな学力の育成に係る実践的調査研究の79万円につきましては、その研究校として佐川小学校が指定されたことによりまして、補助金が受けられることになったものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。17款の繰入金の説明欄、財政調整基金繰入金の4,059万9,000円につきましては、今回の補正に当たりまして、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

下の表の19款諸収入の250万円は、みんなで福祉のまちづくり委員会黒岩地区部会の活動に対しまして、コミュニティ助成事業助成金が交付されたことによる補正でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。歳出ですけれども、今回の補正につきましては、給料や職員手当、共済費などに増減が発生しておりますけれども、これは4月の人事異動に伴います人件費の補正でございまして、その分につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、16ページ、17ページ。ちょっと飛びますけれども、16ページ、17ページをお開きください。下の表の3款民生費、1目社会福祉総務費、19節負担金・補助及び交付金の説明欄にございますコミュニティ助成事業助成金の250万。先ほど入のところに出ましたけれども、これは、みんなで福祉のまちづくり委員会黒岩地区部会から申請のありましたコミュニティ助成事業に対しまして、このたび宝くじ交付金として250万円の助成の決定があったものでございまして、これを黒岩地区部会がイベント等で使用いたしますテント、テーブル、椅子などの購入の補助金に充てるような形になっております。

下から2段目、7目介護保険サービス費、19節負担金・補助及び交付金の説明欄、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金2,348万4,000円につきましては、社会福祉法人仁淀川福祉会が荷稻地区に建設中の地域密着型特別養護老人ホームと、グループホームの開

設に伴います補助金といたしまして、予算措置をするものでございます。これも、先ほどの入は歳出のほうで説明いたしました。

続きまして、18 ページ、19 ページをお開きください。

2 段目の表の 3 款民生費、3 目児童福祉施設費、15 節工事請負費の説明欄にございます永野保育所耐震補強工事の 53 万 7,000 円につきましては、当初予算で計上しておりました改修工事費に予算不足が生じまして、補正を行うものです。

また、13 節の委託料につきましても、改修工事現場管理委託料ということで、あわせて補正を行っております。

20 ページ、21 ページをお開きください。上の表の 4 款衛生費、7 目環境対策費、15 節工事請負費の説明欄にあります公共施設再生可能エネルギー等導入工事の 945 万 7,000 円につきましては、かわせみでの太陽光発電システムの整備におきまして、LED 照明の取り付けや蓄電池の設置を追加するものでございます。

下の表の 5 款農林水産業費、2 目農業総務費、13 節委託料の 100 万円につきましては、加茂地区の活性化計画を県の地域づくり支援事業補助金を活用して作成するものです。

15 節、工事請負費の説明欄にあります尾川地区集落活動センター整備工事 315 万 5,000 円につきましては、交流事業に活用いたしますピザ釜に屋根を設置する必要が生じたため、その工事に対する予算支出でございます。

18 節備品購入費の 375 万 5,000 円の減額につきましては、当初、保冷車による移動販売を計画おりましたところ、衛生上の問題がありまして、一旦、保冷車の購入を中止したことによります減額補正でございます。

3 目農業振興費、11 節需要費、説明欄の修繕費の 100 万円は、地域おこし協力隊の借家修繕費としての予算支出でございます。

22 ページ、23 ページをお開きください。

一番上の 14 節使用料及び賃借料の 241 万の減額につきましては、自伐林業作業車のリース台数や現場までの作業車の運搬回数の見直し、また地域おこし協力隊の借家、家賃が引き下げられたことによります減額補正でございます。

19 節の負担金・補助及び交付金の説明欄にあります活動支援交付金の 64 万円につきましては、農地・水環境保全向上対策事業、いわゆる農地や水路の保全のための地域の共同活動に対します補助事業

に、新たに冬期湛水というメニューが追加されましたことによりまして、この事業を行うための予算措置でございます。

2 段目の表で、5 款農林水産業費、1 目林業総務費、19 節負担金・補助及び交付金の説明欄にございます高知県木質資源利用促進事業費補助金の 724 万 5,000 円につきましては、レンタルハウス事業で整備をいたしましたハウスに、ペレットなど木質資源を使用いたしますボイラーを加温機として設置する農家への補助金でございます。県補助 100% で 2 カ所分としまして予算措置を行うものです。

少し飛びまして、26 ページ、27 ページをお開きください。

中の段の表です。9 款教育費、1 目学校管理費、13 節委託料の説明欄にあります佐川小学校特別教室棟耐震補強設計委託料の 212 万 4,000 円につきましては、昨年度実施しました耐震診断の結果の判明が年度末になったことで、当初予算に計上できなかったということで、このたびの補正予算に計上したものでございます。

3 目の放課後児童対策費、15 節工事請負費の説明欄に、ナウマンクラブ屋根防水工事の 140 万 4,000 円でございますが、屋根からの雨漏りにより天井パネルが脱落しかかるとともに、漏電の危険性も出てきているということなどの状況となっておりますため、予算措置をしているものでございます。

28 ページ、29 ページをお開きください。

9 款教育費の 2 目公民館費、13 節委託料の説明欄、総合文化センター耐震診断委託料の 764 万 3,000 円。そして、11 目遊学館費、13 節委託料の説明欄に、遊学館・児童館耐震診断委託料の 368 万 8,000 円につきましては、両施設が指定避難所でありますことから、耐震診断を早期に前倒しをして行うための予算措置でございます。

2 款の公民館費に戻っていただきまして、15 節工事請負費の説明欄にございます文化センター地下タンク内面ライニング工事の 133 万円につきましては、文化センターの地下タンクの油漏れ防止工事のための予算措置でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは、議案第 42 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴います国保担当職員の給与費等の減額と社会保険診療報酬支払基金への後期高齢

者支援金について、同基金からの決定通知額に不足する金額の増額となっております。

補正予算書の事項別明細書の 8 ページ、9 ページをお開きください。歳入です。上の表になりますが、9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 節職員給与費等繰入金につきまして、4 月の人事異動に伴いまして、316 万 6,000 円の減額補正を行っております。

下の表になります。9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目国民健康保険財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金につきまして、後期高齢者支援金の増額に伴いまして、7 万 7,000 円の増額の補正を行っております。

10 ページ、11 ページをお開きください。上の表になります。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、給料、職員手当等、共済費の各節にそれぞれ補正を行いまして、320 万 5,000 円の減額補正となっております。

また、次の表、真ん中の表になりますが、1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費につきましても、職員手当等、共済費の各節にそれぞれ補正を行いまして、3 万 9,000 円の増額補正を行っております。

一番下の表になりますが、3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、19 節負担金・補助及び交付金の後期高齢者支援金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者支援金の決定通知額に不足する 7 万 7,000 円の増額の補正を行っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。私からは、議案第 43 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の御説明をいたします。

今回の補正の主な内容につきましては、4 月の人事異動に伴いまして、職員配置が確定したことによる職員人件費の変動でございます。予算書、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。歳出が載っております。歳出の上段、10 ページの上段であります。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。これにつきましては、右ページの 11 ページの説明にありますとおり、給料、職員手当等、共済費等の増減がありまして、トータルしまして 10 万

3,000 円の減額となっております。

続きまして、中段、3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費の中の、1 目介護予防二次予防事業費につきましては、旅費について 8,000 円の増額をしております。2 目介護予防一次予防事業費につきましては、同じく右ページの 11 ページを見ていただきまして、給料、職員手当、共済費、それから賃金等、増減がございましてトータル 174 万 4,000 円の減額となっております。

下段、3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費の 1 目総務費につきましても、給料、職員手当等、それから共済費の減額がございまして、トータル 387 万 2,000 円の減額となっております。

下の 2 目包括的支援事業費につきましては、財源構成等の変動で、歳出予算額の増減はございません。

歳入につきましては、ページを戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをごらんいただけたらと思いますが、病院につきましては、先ほど申し上げました職員人件費等の変動に伴いまして、国庫支出金それから支払基金交付金、県支出金、及び繰入金の財源の減額等となっております。

以上で議案第 43 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは、議案第 44 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴います後期高齢者医療担当職員の給与費等の補正であります。

補正予算書の事項別明細書の 8 ページ、9 ページをお開きください。歳入となります。3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目職員給与費等繰入金、1 節職員給与費等繰入金につきまして、4 月の人事異動に伴いまして、273 万 5,000 円の減額補正を行っております。

10 ページ、11 ページをお開きください。歳出となります。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきまして、給料、職員手当等、共済費の各節に、それぞれ補正を行いまして、273 万 5,000 円の減額の補正を行っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（横山覚君）

私から、議案第 45 号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更及び高吾北広域町村事務組合同規約の変更につきまして、御説明をいたします。

先ほど、町長からも説明がありましたけれども、この議案につきましては、先の 3 月定例会に提出いたしました議案に浄書の誤りがございました。再度、議会の議決を求めるものでございます。誤りの部分でございますけれども、議案書を見ていただきまして、下から 6 行目のところに、第 3 条に次の 1 号を加える、という一文がございますけれども、この一文をですね、浄書時のとき、失念をしていたものでございます。事務執行に遺漏がありましたことおわび申し上げますとともに、今後、注意をしてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これで、承認第 1 号から議案第 45 号までの提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、9 日の午前 9 時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午前 10 時 55 分

